

多様化する人権問題への対応について、性的マイノリティの皆様への理解増進のあり方について意見をさせていただきたいと思います。

私は令和元年第2回定例会の同性パートナーシップの公的に承認についての陳情における討論で、性的マイノリティの方々への理解の増進は重要であり、社会に自然に受け入れられるために一定の施策が講じられることは必要である、このような旨を申し上げ、この件につきましては、懐深く日本的な発想で解決することを期待して、新たに法や制度を作ることには慎重な立場を表明しています。

その理由といたしまして、我が国と欧米の宗教的な背景と文化の相違を指摘いたしました。現在も私のこの立場については変わりはありません。

改めて申し上げますと、欧米では主に宗教、キリスト教です。の理由で、同性愛が犯罪とされてきた歴史的背景がある一方で、我が国においては性的マイノリティの方々から社会から迫害を受けてきたという歴史は確認できず、むしろ我が国はそのような方々にきわめて寛容な文化を持ってきた社会であると言えるからです。

LGBT すべてのカテゴリーについて、古典では物語として、当時の時代に親しまれ、そのほか、物語だけではなく、様々な文献でも性的マイノリティについての記述が多数残されておりまして、江戸時代までは我が国の社会では性的マイノリティは自然のこととして受け入れられてきた事実があります。

その後、我が国は明治維新により欧米の文化を積極的に輸入することになりましたが、その後、さほどキリスト教による道徳観の浸透は見られず、従いまして、我が国では過去に欧米と同じレベルの厳しい差別が性的マイノリティに行われてきた環境には全くなく、現在でも、例えば大衆芸能での LGBT の方々の活躍ぶりを見る限り、差別意識や嫌悪感を抱く人が極めて少ないということは、全く以て明らかでございます。

この点はあまり取り上げられることはありませんが、客観的な立場から性的マイノリティについて考えるにあたり、極めて重要ではないかと考えております。

このように我が国は歴史文化的背景、そして、性的マイノリティを取り巻いていた環境が欧米とは対極にあるわけですので、この件について、欧米の流儀に合わせるべきかについては時間をかけて極めて慎重で丁寧な議論が必要だと考えています。

さらに申し上げたいこととして、我が国の文化や社会通念について、欧米に理解をしてもらうこと、このことこそが多様性の尊重と言えるのではないかとということも併せて指摘させていただきます。

総論はここまでといたしまして、各論として、この度の LGBT 理解増進法案については数多くの検討課題が取り沙汰されておりまして、この場ではすべては語りつくせませんが、最近になってフォーカスされている問題を一つだけ取り上げますと、LGBT の中でも特に生まれた時の性別と異なる性を自認するトランスジェンダー、そして、そのうちトランスジェンダー女性への対応についての検討が必要が、との声が上がっております。

トランスジェンダー女性をもつ女性という性自認が、もし、過度に尊重されることがあれば、マジョリティである女性への権利が侵害されるのではないかと、このような懸念も聞かれております。

理想といたしましては、人権は等しく保障されるべきではありますが、残念ながら現実には人権もゼロサムの要素がありまして、なかなかそうも参りません。さらに具体的に申し上げますと、女性専用スペースの使用の在り方について懸念が生じています。話題になっているところでは、自分が女性だと偽り、自認主張する男性がトランスジェンダー女性を装って女性が使用するトイレで犯罪行為に及ぶ可能性について指摘があることから、女性が使用するトイレでは安全が担保されなければならない、という声が上がってきております。

そして、トランスジェンダー女性がトイレに限らず公衆浴場や更衣室などの女性専用スペースに入ってきた場合に拒否したり排除しようとする、その管理者側が訴訟を起こされる事案が頻発される可能性があることも認知されてきています。

スポーツ競技で、トランスジェンダー女性が、女性の種目に出場することを認めるかについても大きな問題になる可能性があります。

以上は既に欧米諸国で実際に起こっている問題でありまして、トイレの使用については今もわが国でも訴訟が起きています。

法律の趣旨を逸脱した過剰な訴訟や要求が横行すれば社会の安心と安全が脅かされる恐れがあるばかりか、国民の分断を助長し、場合によっては我が国の社会規範そのものが根底から崩れる危険をはらんでいることを指摘させていただきます。

もちろん、このような不安が広がれば、それこそ本末転倒になり、性自認や性同一障害に悩み、真に法

が必要で人権を尊重すべきトランスジェンダーの皆様にとっても決して望ましい社会にはなりません。

ここで憲法との整合性について指摘させていただきます。

日本国憲法第 14 条では、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない、としていることから、そもそも LGBT に特化した法整備が必要かどうかという指摘もあります。

それと、第 19 条、精神的…第 19 条、自由権、精神的自由権との関係についてです。

精神的自由権とは文字通り精神的な活動についての自由のことを言います。第 19 条では、思想及び良心の自由はこれを侵してはならないと規定されていて、これは心の中では何を思っても良いし、何を考えていても良いということでありまして、言い換えれば、心の中に国家は介入することができない規定であります。

理解の増進はまさに内面の問題、心の問題であります。

性的マイノリティについて、宗教上などの理由でどうしても理解ができない、あるいは、または、また、自身の思想信条からそもそも理解するつもりがないという方も現実にはいらっしゃるはずで

す。何を考えようと自由であり、これは民主主義の根幹にかかわることでもあります。もし、そのような方に理解を強要するようなことがあれば、憲法第 19 条で保障されてる精神的自由権に抵触する恐れがあるという懸念が指摘されているということも、この場で申し上げたいと思います。

最後に繰り返しになりますが、私の立場でございしますが、私は性的マイノリティの方々への理解の増進は重要だと考えますが、我が国の伝統と文化を守る観点から、社会の混乱を招く懸念のある法や制度の導入については慎重な立場である、ということを改めて申し上げましてこの質問を終わります。